会員の安全就業基準

【目的】

第1条 この安全就業基準は、公益付付法人八王子市シルバー人材センター (以下「センター」という)会員の就業に伴う事故を未然に防止し 安全に 就業できる事項を定めることを目的とする。

【会員の遵守義務】

第2条 会員は、就業しようとするときは、この基準を遵守し、あらゆる事 故の発生防止に努めなければならない。

【安全心得】

- 第3条 会員は、就業にあたっては、次の安全心得を守り、作業に従事しなければならない。
- (1)作業は、安全第一を心がけ、急いだり、あわてたりしないこと。
- (2) 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- (3) 服装・履物は作業に合った動きやすいものにすること。
- (4) 作業前には軽い柔軟体操をして体をほぐすこと。
- (5) 加齢による詰機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
- (6) 作業現場は、常に整理整頓を心がけること。
- (7) 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。
- (8) 帰宅するまでは仕事のうち、交通事故に気をつけること。
- (9) 健康には、常に注意し健康な状態で就業すること。
- (10) 仕事の前日は、十分に睡眠をとるように心がけることこと。

【作業別安全就業基準】

第4条 会員は、植木剪定・塗装・清掃等の作業に従事する場合は、別途 定める作業別安全就業基準を守り、安全就業に努めなければならない

【安全保護具】

- 第5条 会員は、高所作業に従事する場合は、必ず安全帽(ヘルメット)を 着 用するとともに必要に応じ命綱を使用すること。
 - 2 会員は、前項のほか安全面で保護する必要のある作業に従事する際は、作業別安全就業基準等に定める安全保護具を着用し、当該作業に 従事しなければならない。

【「交通、災害の跡止】

第6条 会員は、仕事場,の往復時は、交通ルー・ルを守るとともに交通事故に注意しなければならかい。

特に、自転車やオートバイにあっては、十分に注意し運転しなけれならない。

2 会員は、路上での作業に際しては、交通ルールを守るとともに黄色 の帽子・腕章を着用するなど、交返事故に注意し、作業に従事しなければならない。

【作業環境の確認】

第7条会員は、作業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかど うかを確認してから作業に着手しなければならない。

【標識の設置】

第8条会員は、通行人等に対し危険と思われる作業を行うときは、作業 中であることがわかる標識を設置し、事故の防止に努めなければならない。

【器具類の使用】

- 第9条会員は。器具類を使用する場合は、正しい取扱方法により作業を すること。
 - 2 会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し、安全を確認するとともに定期的に点使を実施しなければならない。
 - 3 会員は、点検において、不良箇所を発見したときは、その器具は使用せず、直ちにセンター等に報告しなければならない。 し

【健療管理】

- 第10条 会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診断は進んで受けなければならない。
 - 2 会員は、常に疲労が蓄積しないように、休養を十分にとるように 心がけなければならない。

【報告義務】

第11条 会員は、仕事場との往復時や就業中にけがをしたとき、又は体に 異常を感じたときは、直ちに共周作業中の者又は本人がセンターに連 絡し応急の措置をとるようにしなければならない。

【その他】

第12条 会員は、この基準に定める以外に、センター等より指示があった場合には、それに従い作業に従事しなければならない。